

奈良県森林環境税について

令和2年11月16日
奈良県税制調査会

奈良県森林環境税は、県民税の均等割に上乘せする方法により課税されている超過課税であり、平成18年度より導入され、本年度で15年目を迎える。

導入に当たっては、「県土の保全、災害の防止、自然環境の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保し、ひいては林業労働者の雇用の確保等に資する」ことを目的と定められた。

また、課税を行う期間としては、県民税の個人の均等割については、「令和2年度まで」のものとされ、県民税の法人の均等割については、「令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度等」のものとされている。

そのため、本年度末において、課税期間の期限が到来することとなり、令和3年度以降の本税制度について、奈良県より意見を求められたため、検討を行い、県に対し提言を行うものである。

<奈良県森林環境税の評価について>

平成18年度の県森林環境税導入以来、施業放置林整備（強度間伐）を積極的に推進し、14年間で約1万1千haを実施し、林地における土砂流出の抑制や森林の風雪害への耐性の向上など、森林の防災力の向上に寄与してきた。

この取組は、県民アンケートにおいても概ね好意的に理解されており、施業放置林整備事業は着実に進捗し、一定の成果は見られる。しかしながら県内には依然として約8万8千haの施業放置林が存在しており、森林環境の悪化や防災機能の低下が懸念されることから、引き続き施業放置林整備を積極的に推進する必要がある。

市町村においては、森林経営管理法に基づく「森林経営管理制度」の下、令和元年度から導入された森林環境譲与税を財源として森林整備を行うこととしているが、市町村のみの事業展開では、限定的な対策に留まる懸念があり、広域的な観点から森林環境の目指すべき姿を検討することが求められる。

一方、県においては、これまでの取組を越えて森林環境の整備を推進するために「奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例」を施行し、同条例に基づく「新たな森林環境管理制度」の本格的な事業展開を予定している。この県独自の施策を展開するためにも、令和3年度以降も県森林環境税を継続することが適当である。

※ なお、今後の本税の評価のためには、使途事業の有効性を示していくことが重要であり、納税者に対する県森林環境税の周知等は継続して行うことが重要と考える。

<奈良県森林環境税の税率及び課税期間について>

奈良県では、県森林環境税の税率を、県民税均等割に上乘せする方法により、個人には年額 500 円、法人には県森林環境税課税前の均等割額の 5%相当額としている。

これは、奈良県が導入を検討していた時点での先発県が、個人については年額 500 円であったこと、特に林野率が全国一高い高知県（先発県）においても 500 円の負担水準となっていたこと、また、法人については県内零細企業の負担水準に配慮して年額千円（法人県民税均等割最低標準税率 2 万円の 5%相当額）としたこと等の理由から決められたものである。

税収は毎年約 3 億 7 千万円前後で推移し、用途事業も単年度税収相当の額となっていること、森林環境譲与税導入後も全ての自治体が従前の税率等を維持していること、県民アンケートにおいても現行の税率・課税期間について概ね好意的な意見が寄せられていること等を考慮すると、税率は現行のまま据え置き、課税期間は 5 年間とすることが適当である。

<奈良県森林環境税の用途事業について>

県森林環境税がその目的として定めている「森林環境の保全」を推進するためには、森林環境譲与税を活用した「森林経営管理制度」に基づく森林整備に加え、「新たな森林環境管理制度」に基づく施策を組み合わせ活用することにより事業を推進することが適当である。

県においては、新たな取組として、森林の防災力強化を図るための新しい知見に基づいた「混交林誘導整備」、森林環境の維持向上に関する技術・知識の普及指導、森林の巡視等の専門的能力を習得した人材の養成のための「奈良県フォレスターアカデミー」の運営などの事業を計画している。

また、従来から実施してきた森林環境教育や森林生態系保全についても、森林環境譲与税との用途事業の棲み分けの観点から、市町村域を越える県事業の実施に活用すべきである。

なお、これらの事業の実施にあたっては、県森林環境税を活用し、森林環境譲与税による事業との連携、対象事業の不断の見直しによる経費膨張の防止、県の財政需要を俯瞰した用途事業の見直しなどについて継続的に検討を加え、目的税としての理解を十分に得る観点から、納税者たる奈良県民への説明責任を十分に果たす必要がある。

<奈良県森林環境税の見直しについて>

先で述べたように課税期間は 5 年間とし、事業の成果を定量的に把握するためにも、5 年後には再び検討を行い必要な措置を講ずることが適当である。さらに当調査会で議論されたように、税率や用途事業については、課税期間途中であっても妥当性や有効性を評価し、少なくとも国の森林環境税が導入される令和 6 年度中には他の地方自治体の動向等について確認を行う機会を設けることが適当である。